

三次市災害時協力井戸登録制度実施要綱

令和3年三次市告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における応急用として地域の生活用水の確保を図ることを目的とした三次市災害時協力井戸登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 震災等の大規模災害により上水道の断水のほか、生活用水として水道施設が利用できない状況をいう。
- (2) 生活用水 飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用する水をいう。
- (3) 災害時協力井戸 災害時に生活用水を市民に提供可能な井戸として市に登録されたものをいう。

(登録の要件)

第3条 災害時協力井戸として登録する井戸は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地域住民に周知を行うため、井戸の所在情報等を公表することについて、井戸を所有又は管理する市民、自治会又は事業者等（以下「所有者等」という。）の同意が得られること。
- (2) 市内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能なものであること。
- (3) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (4) 安全に取水でき、生活用水としての利用が可能な水質（無色透明・無臭を基本とする。）であること。

(登録の届出)

第4条 所有者等は、災害時協力井戸として登録しようとする場合は、災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条に規定する届出があったときは、登録の可否について調査し、その結果について災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2号）により所有者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、当該決定した所有者等に所定の登録標識を交付するものとする。

（遵守事項）

第6条 前条の規定により登録の決定を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、前条の登録標識を災害時協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示するとともに、災害時においては、必要とされる生活用水が円滑に提供されるよう努めるものとする。

（水質検査等）

第7条 登録者は、災害時において災害時協力井戸の水を市民等に提供するときには、必要に応じて水質検査等を行い、適切な水質の確保に努めるものとする。

（公表）

第8条 市長は、災害時協力井戸の所在情報等について、登録者の承諾を得た範囲で、市のホームページ等において公表するものとする。

（登録期間）

第9条 災害時協力井戸の登録期間は、第5条第1項の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録期間は、登録者から更新をしない旨の申出があった場合又は次条により登録を取り消した場合を除き、当該登録期間は、更に1年間延長するものとし、その後において登録期間が満了したときも、また同様とする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録取消申請書（様式第3号）により災害時協力井戸の登録の取消しの申請があったとき。
- (2) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当ではないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消したときは、災害時協力井戸登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた登録者は、原則として第5条第2項の規定により交付された登録標識を市長に返還するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。